……………(都市整備局都市基盤部街路計画課

○市街地再開発組合の設立認可…………………

…………(都市整備局市街地整備部再開発課)…

……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…

…(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案

.....(同)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定解除…………………(同)…

------(環境局環境改善部化学物質対策課

七

1

九

玉

土利用計画法

(昭和四十九年法律第九十二号)に基づ

公

発 行

東京都

公

告

○砂利採取業務主任者試験の実施……………… …………………………………(環境局総務部環境政策課)…

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……

 $\vec{\circ}$

要旨を次のとおり公表する。

なお、右の内容については、

東京都都市整備局都市づく

十四項において準用する同条第十三項の規定により、

く東京都土地利用基本計画を変更したので、

同法第九条第

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……(同)…|| ○令和四年度危険物取扱者保安講習の実施………… ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 ⋯⋯⋯(産業労働局商工部地域産業振興課)⋯|○

目

次

·····(東京消防庁)···三

.....(同)…]三

 $\widehat{\underline{-}}$

り政策部において閲覧することができる。

令和四年九月十六日

示

を変更した。

青梅市、

稲城市及びあきる野市における森林地域の一

部

東京都土地利用基本計画変更の要旨

東京都知事

小

池

百

合

子

●東京都告示第千二百五十三号

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第

告

●東京都告示第千二百五十一号

する。 東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、 少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定 東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年 青

令和四年九月十六日

東京都知事 小 池 百 合 子

図書類

○東京都環境影響評価条例による調査計画書………

…………………(環境局総務部環境政策課)…

○市街地再開発事業の事業計画の変更…………(同)…

指定番号 種類

コード及び発行業者名称、号刊、共通雑誌

指定理由

 \equiv

雑誌 B M B O O C O M ICS REIJIN 情を刺激し、 著しく性的感

四三四

メスイキ☆メルトダウ u n o ! するおそれが 青少年の健全

株式会社竹書房五七六五八-九四

●東京都告示第千二百五十二号

同法第六十二条第一項の規定により、 次のように告示する 項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので

令和四年九月十六日

施行者の名称 清瀬市

東京都知事

小

池

百

合

子

種類及び名称都市計画事業の 六号中清戸線 東村山都市計画道路事業三· 四

十

事業施行期間 月三十一日まで 令和四年九月十六日から令和九年三

収用の部分

四

事業地

清瀬市中清戸五丁目地内

使用の部分

)東京都告示第千二百五十四号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第十一 条 六

事業年度

東京都知事

小

池

百 合 子 により、次のように告示する。 発組合の設立を認可したので、 項の規定に基づき石神井公園駅南口西地区市街地再開 同法第十九条第一項の規定

令和四年九月十六日

組合の名称

石神井公園駅南口 西地区市街地再開発組合

事業施行期間

令和四年九月十六日から令和十年三月三十一日まで

施行地区

練馬区石神井町三丁目地内

四 事務所の所在地

練馬区石神井町三丁目二十七番二十三号

五. 設立認可の年月日

令和四年九月十六日

四月一日から翌年三月三十一日まで

七

公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、

特に必要があるときは官報

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期

に掲載してこれを行う。

限

令和四年十月十五日

●東京都告示第千二百五十五号

法律第三十八号)第五十六条において準用する同法第五十 の事業計画を変更したので、 東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業 都市再開発法 (昭和四十四年

四条第一項の規定により、 次のとおり告示する。

令和四年九月十六日

類及び名称市街地再開発事業の種 東京都知事 区第二種市街地再開発事業東京都市計画事業泉岳寺駅 小 池 百 合 子

事業施行期間 平成三十一年二月二十日から 令和七年三月三十一日まで

一丁目の

部

施行地区 港区高輪

三

施行者の名称

五.

四

東京都

事務所の所在地 東京都第二市街地整備事務所中野区中野一丁目二番五号

六 事業計画の決定の年月 平成三十一年二月二十日

た設計の概要の変更に事業計画において定め ついての認可の年月日 令和四年九月二日

七

●東京都告示第千二百五十六号

たので、 基づき、 する。 調査計画書 十六号。 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九 世田谷清掃工場建替事業について、 以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に 条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示 (以下「調査計画書」という。)の提出があっ 環境影響評価

令和四年九月十六日

東京都知事 池 百 合 子

事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山

> 対象事業の名称及び種類 千代田区飯田橋三丁目五番

> > 묽

世田谷清掃工場建替事業

廃棄物処理施設の設置

 \equiv 対象事業の内容の概略

既存の世田谷清掃工場の建替えを行うものである。 対象事業は、 世田谷区大蔵一丁目 番一号に位置する

周知地域の範囲

四

区世田谷 四丁目、 丁目、成城一丁目、喜多見六丁目、鎌田三丁目、桜新町二丁目、祖師谷一丁目、千歳台一四丁目、瀬田二丁目、瀬田四丁目、瀬田五丁 目及び砧公園の区域目、砧五丁目、砧六丁目、 目、砧一丁目、砧二丁目、砧三丁目、 三丁目、大蔵四丁目、大蔵五丁目、大蔵六丁 岡本三丁目、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵 目、鎌田四丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、 用賀六丁目、用賀二丁目、用賀三丁目、 賀三丁目、上用賀四丁目、上用賀五丁目、上 五丁目、上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用 桜丘四丁目、桜丘五丁目、経堂四丁目、 桜二丁目、 **桜丘一丁目、桜丘二丁目、桜丘三丁目、** 玉川台一丁目、玉川台二丁目、玉川 桜三丁目、弦巻四丁目、弦巻五丁

Ŧī. 調査、 予測及び評価の項目

地域概況を考慮した結果、 事業者は、 対象事業の内容と対象事業の事業地周辺 大気汚染、 悪臭、 騒音・振動

物及び温室効果ガスを調査、 土壌汚染、 地盤、 水循環、 日影、 予測及び評価項目として選 電波障害、 景観、

調査計画書の縦覧

六

定している。

(--)期間

令和四年九月十六日から同月二十六日まで。ただし

七

都民の意見書の提出

 (Ξ) (\Box) 十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。 場所 曜日、 午前九時三十分から午後四時三十分まで 土曜日及び国民の祝日に関する法律

ア 世田谷区環境政策部環境保全課 世田谷区玉川一丁目二十番一号 二子玉川分庁舎

東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

階 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

(--)より提供される電子申請サービス(以下「電子申請サ 提出方法 持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスに

ービス」という。)

 (\Box)

ア 称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、 名

所又は事業所の所在地

対象事業の名称

環境の保全の見地からの意見

 (Ξ)

(四) 令和四年十月五日

3

提出先

ア 持参又は郵送

(昭和)

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme ホームページアドレス

nt/reading_guide/index.html

●東京都告示第千二百五十七号

階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、 次のとおり告示する。 十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づ 出があり、 評価書案 き、日本電子昭島製作所建物更新計画について、環境影響 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九 (以下「評価書案」という。) 及びその概要の提 条例第四十九条第一項の規定に基づき、 事業段

令和四年九月十六日

東京都知事 小 池 百 合 子

事業段階関係地域の範囲

昭島市 玉川町二丁目、築地町、 蔵野二丁目及び武蔵野三丁目の区域 中神町、宮沢町、 武

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

日本電子株式会社

代表取締役社長兼CEO 大井 泉

昭島市武蔵野三丁目一番二号

三

日本電子昭島製作所建物更新計画

対象事業の名称及び種類

四 対象事業の内容の概略

昭島製作所において、老朽化した既存工場建屋群の建替

対象事業は、昭島市武蔵野三丁目に位置する日本電子

えを行うものである。

<u>Ŧ</u>i. 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガ 事業者は、大気汚染、 騒音・振動、土壌汚染、 日影、

六 評価書案の縦覧

スについて評価を行い、

その結論は別記のとおりである

期間

和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く 令和四年九月十六日から同年十月十七日まで。ただ 日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭

 (\Box) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

 (Ξ) 場所

ア 昭島市環境部環境課

昭島市田中町一丁目十七番一号

東京都環境局総務部環境政策課

イ

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

ウ

東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

都民の意見書の提出

七

(--)提出方法

より提供される電子申請サービス(以下「電子申請サ 持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスに

ービス」という。) 所又は事業所の所在地) 称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、 環境の保全の見地からの意見 対象事業の名称

提出先

令和四年十月三十一日

 (\equiv)

期限

持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

東

イ 電子申請サービス 入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme

nt/reading_guide/index.html

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。 地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した環境影響評価の項目について現況

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)~(6)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結響
1. 大気汚染	《工事の施行中》 【韓設藤被の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の移動に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.030~0.032ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は 15.6~26.1%である。 浮遊粒子状物質の日平均値の 2 %除外値は 0.036~0.037mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m³ 以下)を下回る。また、建設機械の稼働に伴う 等与率は 2.4~4.1%である。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。 [工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度] 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.032ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.10mg/m³ 以下)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.10mg/m³ 以下)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満~0.1%である。 以上のごとから、工事用車両のま行に伴うオラ客与率は 0.1%未満~0.1%である。 エー事用車両の走行に伴う客与率は 0.1%未満~0.1%である。 エー事用車両の走行に伴う客与率は 0.1%未満~0.1%である。 エー事用車両の走行に伴う客与率は 0.1%未満~0.1%である。 エー事用車両の走行に伴う客与率は 0.1%未満~0.1%である。 エー事用車両の走行に伴う客与率
騒音・振動	《工事の施行中》 【建設機械の稼働に伴う騒音】 建設機械の稼働に伴う騒音レベル(LuS)は、工事開始2ヶ月目(12 号館建設工事中)で64.9dB(計画地南側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る騒音の勧告基準(80dB)を下回る。また、工事開始59ヶ月目(13 号館建設工事中)は84.6dB(計画地西側敷地境界)であり、正事開始59ヶ月目(14 号館建設工事中)は77.5dB(計画地西側敷地境界)であり、評価の指標とした「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準(85dB)を下回る。以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動レベル(LuS)は、工事開始2ヶ月目(12 号館建設工事中)で63.4dB(計画地東側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保を例」に基づく指定建設作業に係る振動の勧告基準(70dB)を下回る。また、工事開始59ヶ月目(13 号館建設工事中)は74.5dB(計画地西側敷地境界)であり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の勧告基準(70dB)を下回る。また、工事開始59ヶ月目(14 号館建設工事中)は74.5dB(計画地西側敷地境界)、工事開始659ヶ月目(14 号館建設工事中)は74.5dB(計画地西側敷地境界)、工事開始659ヶ月目(14 号館建設工事中)は74.5dB(計画地西側敷地境界)、工事開始650ヶ月目(14 号館建設工事中)は74.5dB(計画地西側敷地境界)、工事開始650ヶ月目(14 号館建設工事中)は74.5dB(計画地西側敷地境界)、工事開始650ヶ月目(14 号館建設工事中)は74.5dB(計画地西側敷地境界)、工事開始650ヶ月目(14 号館建設工事中)は74.5dB(計画地西側敷地境界)、であり、評価の指標とした「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準(75dB)を下回る。以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は小さいと考える。

5

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

過 5. 滋 爾 略	日 · 观	3. 上嬢汚染 (つづき)	項目
《工事の完了後》 【計画建築物等の設置によるテレビ電波の速へい障害及び反射障害】 計画建築物等に改る地上デジタル放送の東京局の広域局の速へい障害は西方向計画建築物等による地上デジタル放送の東京局の広域局の速へい障害は西方向に敷地境界から最大距離約 20mの範囲に、県域局の速へい障害は西方向に敷地境界がら最大距離約 11mの範囲に、八王子局(広域局・県域局)の速へい障害は北東方向に敷地境界から最大距離約 26mの範囲に、衛星放送の速へい障害は北東方向及び北北東方向に敷地境界から最大距離約 13mの範囲に生じると予測するが、計画建築物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が生じた場合には、受信状況及び地域の状況を考慮し、ケーブルテレビの活用、アンデナ設備の改善等の適切な措置を速やかに講じる。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足すると考える。	《工事の完了後》 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物のみによる冬至日における日影は敷地境界から最大約 215mの範囲 (最大距離は北東の方角)に生じ、計画建築物及び残置する建築物による日影が 及ぶ範囲も概ね同様であると予測する。 また、計画建築物及び残置する建築物による4時間以上の日影は敷地境界線から5m以内に、2.5時間以上の日影は敷地境界線から5m以内に、2.5時間以上の日影は敷地境界線から5m以内に、2.5時間以上の日影は敷地境界線から5m以内に、2.5時間以上の日影は敷地境界線から10m以内におさまり、日影は制の基準を満足すると予測する。 なお、計画建築物及び残置する建築物による冬至日における日影は、計画地周辺の日影に特に配慮すべき施設等には及ばないことから、本事業による影響は生じないと考える。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影規制の基準を満足すると考える。	《工事の完了後》 【工場等の稼働に伴う土壌への影響の内容及び程度】 計画地内には、「水質汚濁防止法」に基づく特定施設として、表面処理施設及び排ガス処理施設等が設置されており、部品の洗浄や排ガスの処理に使用されている。特定施設は、建替え対象外のものは残置し、建替える建物内には新たな特定施設となる部品洗浄に使用する表面処理施設を新設する。これらの特定施設からの排水のうち、半数以上の施設の排水はすべて業者により引取りされているが、一部の施設の排水(アルカリ電解水、酸類)は、中和処理を行った後、工場廃水として工場排水配管を経由し、公共下水道に排水しており、建替え後も同様の処理を行う計画であることから、工場等の稼働に伴い土壌汚染を生じさせるおそれはないと予測する。以上のことから、評価の指標とした「施設の稼働に伴い土壌汚染を引き起こさないこと」を満足すると考える。	評価の結論

東

京

都

公

報

表 <u>4</u> 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
	《工事の完了後》
	【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画地及びその周辺は、専用工場、独立住宅、集合住宅、事務所建築物等が混
	在した市街地の景観を形成している。 計画地周辺の主要な景観構成要素は、工場や住宅等の聲築物、道路、街路樹等
	であり、計画地内の景観構成要素は工場等の人工的要素である。 本事業 け日本電子収息制作成要素は大計工的要素である。 本事業 け日本電子収息制作の景観作成要素は大きながり、本事業は日本電子収息制作のできける表析化した呼ん工場律屋群の種様され
	※事業は日本電工店局級FFJIMでおりるを代化した駅仕工物運座群の運管などあり、計画連築物は計画地内の景観構成要素を現況から大きく変化させることは
	ないと予測する。
	東方、中街起演観を構成する要素のひとしてなることがも、超吸演観の特圧に一帯しい終化を生ごれもることはないと予測する。
6. 景 観	. 以上のことから、評価の指標とした「周辺景観との調和を図ること」を満足すると考える。
	【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】
	図ること、13 号館、14 号館は既存建物とほぼ同じ位置に建替えることから、眺
	望の印象は大きへ変わらないと予測する。その他の計画建築物が眺望できる地点して、「一古くご記』(特殊・4.41・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・
	においても大部分が周辺の建築物や樹木の背後となるため、眺望の変化は小さい
	以上のことから、評価の指標とした「周辺景観との調和を図ること」を満足す「ストサッス
	《工事の施行中》
	【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】
	計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地である「昭島市No.47 遺跡」が存在す 。
)。 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する範囲については、「文化財保護法」に基づ
	. 、東京都教育委員会、昭J
7.	
史跡・文化財	
)のこれはへ、果果御教育委員法、昭恵田教育委員法で建治なへ教育し、「某名」即の報注「で其ズメー語でも推開も難にと
	これでは、
	保存等に支障はないと考える。
	以上のことから、評価の指標とした「文化財の保存等に支障が生じないこと」
	を満足すると考える。

環境に及ぼす影響の評価の結論

表

	_
	項目
《工事の施行中》 【既存建築物の解体に伴う建設廃棄物の排出量、再資源化等量及びその処理・処分方法】 既存建築物の解体に伴う建設廃棄物の排出量は、約 39,512 t と予測する。ま 既存建築物の解体に伴う建設廃棄物の排出量は、約 39,512 t と予測する。ま た、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 38,971 t (再資源化等率約 99%) と予測す	評価の結論

伐探樹木の排出量は、約5 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は 約5 t (再資源化等率約99%) と予測する。

解体工事前に許可を受けた業者への引渡し等を行うことから、適正に処理・処分 されると予測する。 なお、解体される既存建築物において使用している空調機等の特定フロンガス 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」等に基づき、

解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」等を遵守して適切に除去を行い、場外への運搬まで保管する場合は、一 処理・処分されると予測する。 定の保管場所を定め、石綿含有産業廃棄物の保管場所であることを表示するとともに、他の産業廃棄物と分別して保管し、シート等で覆う等飛散防止の措置を行 含有産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建築物の 既存建築物の解体工事に伴い排出される非飛散性アスベストについては、 また、運搬、処理・処分にあたっては、許可を受けた産業廃棄物処理業者に 形し、最終処分場または溶融施設等に直接運搬する等を行うことから、適正に

の達成基準値等を満足すると考える。 果たすとともに、 以上のことから、 、評価の指標とした関係法令に定められている事業者の責務を 「東京都建設リサイクル推進計画」に示されている令和6年度

【計画建築物の建設に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化等量及びその処理・処分方法】

計画建築物の建設に伴う建設廃棄物(建設汚泥を除く)の排出量は、約 1,422 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約 1,375 t (再資源化等率約97%)と予測する。

建設汚泥の排出量は、約 6,924 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等 量は約6,647 t (再資源化等率約96%) と予測する。

等、可能な限り有効利用に努め、有効利用量は約55,316m3(有効利用率約88%) 用または指定処分により土壌改良プラントや建設発生土受け入れ地に搬出する 建設発生土の排出量は、約62,859m³と予測する。また、現場内利用、工事間利

果たすとともに、 以上のことから、 産成基準値等を満足すると考える。 評価の指標とした関係法令に定められている事業者の責務を 「東京都建設リサイクル推進計画」に示されている令和6年度 8. 廃棄物

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	「「「「「「「「「」」」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」」 「「」」
8. 8乗参 という。 8 8 8 8 9 8	【工場等の稼働に伴う事業系廃棄物の排出量、再資源化等量及びその処理・処分方法】工場等の稼働に伴う事業系廃棄物の排出量は、約1,159 t と予測する。また、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して再資源化等を行う等、適正に処理・処分を行い、再資源化等量は約1,017 t (再資源化等率約88%)と予測する。事業系特別管理廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に事業系特別管理廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準拠し、他の物が混入しないよう容器に入れ密封し、指定の場所に保管する。また、感染性廃棄物については、容器に密封し、腐敗防止のため冷蔵保管を行う。皮理・処分については許可を有する業者へ処理委託し、マニフェストにより適正処理を確認することから、適正に処理・処分されると予測する。以上のことから、評価の指標とした関係法令に定められている事業者の責務を果たすと考える。
9. 温室効果ガス	《工事の完了後》 【工場等の稼働に伴う温室効果ガスの排出量またはエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度】 計画施設の温室効果ガス排出量は約 18,913t-C02/年、基準施設の温室効果ガス 計画施設の温室効果ガス排出量は約 18,913t-C02/年、勘減率は約 36.0%と予測する。 本事業では、計画建築物の空調、照明等の設備機器は高効率機器を採用すると ともに、老朽化した既存設備の更新、一般空調設備や生産用空調設備の最適設定 の徹底等により、温室効果ガス排出量の削減に努める。 以上のことから、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」、 『環境確保条例』等の関係法令に定める事業者の責務等を果たすと考える。

●東京都告示第千二百五十八号

次のとおり告示する。 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

令和四年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

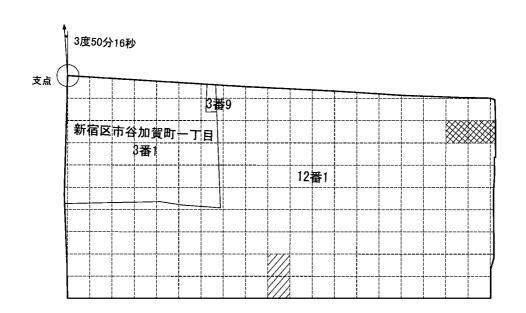
定有害物質の種類 テトラクロロエチレン九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

町一丁目地内)

指定を解除する区域

別図のとおり(新宿区市谷加賀

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



三

講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

物質の種類

砒素及びその化合物

九号)第三十一条第一項に適合していなかった特定有害

土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第一

-【凡例】------ 単位区画 一 筆境界 敷地境界 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1287号により指定した区域)

指定を解除する区域

支点は、新宿区市谷加賀町一丁目3番1の最北端とする。

・【格子の回転角度(3度50分16秒)】-格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を 中心として、右回りに回転させた角度を示す。

> のとおり告示する。 一項の規定により、

令和四年九月十六日

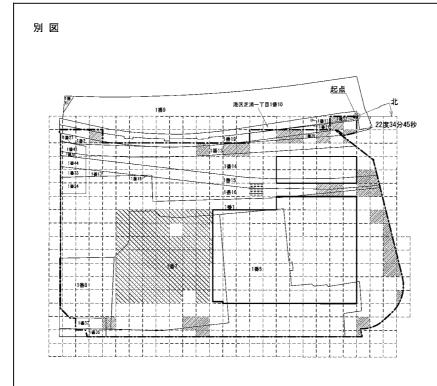
指定を解除する区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (港区芝浦一丁目 百 合 子

地内)

三項において準用する同法第六条第二項の規定により、 により指定した区域の全部の指定を解除するので、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一 令和二年東京都告示第八百八十三 同条第 次

●東京都告示第千二百五十九号

9



: 単位区画

: 筆境界 :調査範囲

:事業敷地

:指定を解除する区域 :形質変更時要届出区域 (令和3年東京都告示第960号により指定した区域

:形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第879号により指定した区)

審査項目及び審査細目

【起点】

2

審査を受けようとする者の資格 普通自動車免許教習指導員審査 審査の種類

免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者である

普通自動車を運転することができる運転免許

(仮運転

起点は、座標値(X=-38532.001 Y=-6909.003)とする。 ※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の 規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(22度34分45秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、 起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

おいて準用する規則第2条の規定により次のとおり告示す

東京都公安委員 委員長 뺼

E

徹

定に基づき教習指導員審査を実施するので、

同条第2項に

会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規

技能検定員審査等に関する規則 東京都公安委員会告示第282号

(平成6年国家公安委員

告 示 公

教習に関する技能 う。)に必要な教習の技能

教習指導員として必要な自動車の運転技能

技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をい

う。)に必要な教習の技能 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をい

2

教習に関する知識

教則の内容となっている事項その他自動車の運転

に関する知識

S

- ~ 自動車教習所に関する法令についての知識
- 審査細目の免除 教習指導員として必要な教育についての知識

項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 審査の日時及び場所 規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1

(1) 田縣

2 日)までの間のうち、申請書提出時において指定する 揚所 令和4年10月17日(月曜日)から同月21日(金曜

6 申請手続

都

 $\widehat{\Xi}$

申請書類

公

番地の1)

報

警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1

申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とす

東

京

- の長さ2.4センチメートルのもの 三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 撤 9
- 受付日時 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

2

令和4年10月3日(月曜日)及び同月4日(火曜

日)の午前9時30分から午後4時まで

3

受付場所

「目12番5号)

(4)

申請に関する注意事項

警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一

- Y に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日 あっては府中市多磨町三丁目1番地の1)において 庁運転免許本部運転者教育課(同年10月2日以前に 休日を深へ。 申請書は、令和4年9月20日(火曜日)から警視
- 写真は、申請書に貼り付けること
- か 提出書類は、本人が直接持参すること。
- Н 運転免許証を提示すること。
- 審査手数料 11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、

庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第 1の項備考3に規定する額を減額する。 警視

- 携行品及び服装
- <u>1</u>
- 運転免許証
- 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)
- 2 服装

自動車の運転に支障のない服装

合格証明書の交付

格証明書を交付する。 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265 (令和4年10

月2日以前)

福語 03 (3581) 4321 内線7251-5275 (同月3日以

後

令和十一年九月三十日

砂利採取業務主任者試験の実施について

一項の規定により、 実施する。 砂利採取法 (昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第 砂利採取業務主任者試験を次のとおり

公

告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出 について

があったので、同条第二項の規定により公告する。 セス線(仮称)整備事業について、次のとおり着工の届出 十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、羽田空港アク 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

令和四年九月十六日

地

事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在

東京都知事

小

池

百 合 子

対象事業の名称

渋谷区代々木二丁目二番二号

代表取締役社長

深澤

祐二

東日本旅客鉄道株式会社

羽田空港アクセス線(仮称) 整備事業

三 工事着手の予定年月日

令和四年十月一日

四 工事完了の予定年月日

五. 届出日

令和四年九月一日

令和四年九月十六日

東 11 兀 \equiv Ŧi. (--) $(\underline{})$ び第三会議室 で 受験資格 試験会場 受験手続 試験方法及び試験科目 特になし 東京都青梅合同庁舎三階 試験日時 ア 青梅市河辺町六丁目四番地の イ イ 令和四年十一月十一日 除く。 条例 受験案内書の配布 試験科目 試験方法 西新宿二丁目八番一号及び青梅市河辺町六丁目 及び河川工学に関する事項を含む。) 筆記試験により行う。 配布期間 配布場所 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木 砂利の採取に関する法令 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 令和四年十月十三日(木曜日)から同年十一月二 (水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する (平成元年東京都条例第十号)に定める休日を 東京都知事 (金曜日) 第一会議室、 小 午前十時から正午ま 池 第二会議室及 百 合子 (新宿区 四番 六

> 及び各支庁 「法」という。) 第五条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 受験願書の受付期間及び受付時間

地の一)

ア 受付期間

二日 令和四年十月二十六日 (水曜日)まで。ただし、 (水曜日)から同年十一月 東京都の休日に関す

する。

より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供

舗の新設について届出があったので、

同条第三項の規定に

以下

る条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

後一時までの時間を除く。 午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午

にあっては団体名及びその代表者の氏名)

二住所

(団体に (団体

とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名

なお、法第八条第二項の規定に基づき、

意見を述べよう

働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

に到着するよう提出してください

令和四年九月十六日

東京都知事

小

池

百合子

添えて、令和四年九月十六日から四月以内に東京都産業労 あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を

(三) 受験願書の受付場所

東京都產業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西

(四) 新宿二丁目八番一号)及び各支庁 提出書類

ア 受験願書(東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートル

とし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無

背景のもの

ア及びイの用紙は、 受験案内書の配布場所で配布す

(H.) 受験手数料

八千百円

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

問合せ先

電話〇三 (五三二〇) 四七八八

ついて

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

店舗所在地 番地一ほか練馬区春日町一丁目千六百二十四 (仮称) スタジオツアー計画

店舗名

設置者住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目 番

四

設置者名

伊藤忠商事株式会社

Ŧi. 氏名又は名称 小売業を行う者の パン合同会社ワーナーブラザーススタジオジャ

新設をする日 令和五年四月二十九日

店舗面積の合計 千四百六十平方メートル

七 六

九 八 収容台数駐輪場の位置及び 収容台数配置及び 店舗南東側 店舗東側 六百四十台 七十三台

十 置及び面積荷さばき施設の位 店舗西側ほか 二百六十九平方メ

	十九	東	京 		都 十 七	公	報	— 十 六		十五	令和	1 4 年 十 四		16日 十	_	曜 十二 十二	∃)	12 + =
						きを			びの		でき	四 积		三小			突 旃	
	縦覧期間			ション こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう	日	きる時間帯を行うことかて	いて荷さばき	荷さばき施設に	位置の数及り出入口の数及	車場の自	できる時間帯	門することが不客が駐車場を	閉店時刻		開店時刻	小売業を行う者	容量の位置及び	廃棄物等の保管
の大川に関一の参列(立立三三三一)大川に関一の参列(立立)に関する。 オナリー 夏夏者	一月十六日まで。こだし、東京部一令和四年九月十六日から令和五年一	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番」	東京祁産業労働司第正祁也或産業	令和四年八月二十四日			午前六時から午後十一時まで		一箇所 店舗東側		分まで午前八時三十分から午後十時三十一		午後十時	<u>.</u>	午前九時	トル	店舗北側ほか 七・七四立方メー
t	六	五	四	Ξ	<u> </u>	<u> </u>			号	働局	添えて、	あっ	にあ	とする者	ない	その	準用	舗の
変更前の店舗近在	変更後の店舗名	変更前の店舗名	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名	東	令和四年九月十六日	に到着するよう提出してください。	商工部地域産業振興課		あっては所在地)三意見	っては団体名及びる	る者は、意見の内容を記載	なお、法第八条第二章	届出及び添付書類を	する法第五条第三項	舗の変更について届出があっ
葛飾区亀有五丁目二百三十九番一	サミットストア亀有駅北店	(仮称)葛飾区亀有五丁目案件	千代田区神田練塀町三番地	東京センチュリー株式会社	葛飾区亀有五丁目十四番二十七号	サミットストア亀有駅北店	東京都知事 小 池 百合子	Н	出してください。	興課(新宿区西新宿二丁目八番一	令和四年九月十六日から四月以内に東京都産業労	三意見を述べる理由」を記載した書面を	団体名及びその代表者の氏名)□住所(団体に	谷を記載した書面に「□氏名(団体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	及び添付書類を縦覧に供する。	項の規定により次のとおり公告し、	があったので、同条第三項において
	七	ナ	;	Ŧī.	-,	四	三	=	_	•	//		十 五.	17"	,	- Д	- 1	
代表者	変更後	代表者	老包含	変更を		設置者	設置者	店舗所	启新名	i			Д 縦 覧			2 新夏		

変更後の店舗名 サミットストア亀有駅北岸 七 会者名の設置者の 者名 所在地 者住所 名 覧時間 を行った設置 覧期間 稲 渡邉 第一生命保険株式会社 商業施設晴海アイランドトリトンスクエア 分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十 中央区晴海一丁目八番十六号ほ 京都条例第十号)に定める休日を の休日に関する条例(平成元年東 一月十六日まで。ただし、東京都令和四年九月十六日から令和五年 千代田区大手町二丁目三番二号ほ 住友商事株式会社ほか五名 時までを除く。 光一 精二 郎

号

(新宿区西新宿二丁目八番

ほか 葛飾区亀有五丁目二百三十九番一 葛飾区亀有五丁目十四番二十七号 代表者名 の氏名又は名称変更前の小売業者 株式会社マルエツほか十七名 垣

+ 九 称業者の氏名又は名 変更を行った小売 変更後の小売業者 の氏名又は名称 一名 リフォームスタジオ株式会社ほ 株式会社マルエツほか十七名

十 二 + 者の住所変更前の小売業 変更後の小売業 六号(リフォームスタジオ株式会中央区日本橋浜町二丁目六十二番 千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二 社) ほか

(第17662号)

大規模小売店舗立地法

(平成十年法律第九十一号。

以下

<u>+</u>

届出日 変更日

令和四年七月二十六日 令和四年四月一日ほか

東京都産業労働局商工部地域産業

+

十三

縦覧場所

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

二十

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十

分まで。ただし、正午から午後一

九

変更前の設置者の

野上

誠

代表者名

八

変更後の店舗所在

地

+

変更後の設置者の

馬場

高

代表者名

時までを除く。

京都条例第十号)に定める休日を

の休日に関する条例(平成元年東

七

変更前の店舗所在

分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十

令和4年度危険物取扱者保安講習の実施につ

危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

東京都知事 ÷ 治 퍼 十合

(屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所

第4区分(地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵

第5区分 (屋内貯蔵所、 簡易タンク貯蔵所、 屋外

危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業

ယ

ŋ

2 実施場所 東京消防庁八王子消防署 令和5年2月7日(火曜日) 両日とも午後1時から午後5時まで

受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所 八王子市上野町33番地

ら講習日の7日前まで(東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第10号) に定める休日を除

に定める休日を除く。) は、締め切るものとする。 なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合

受付場所

2

受付時間

3

午前8時30分から午後4時30分まで

消防分署及び消防出張所

都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、

問合せ先

(1) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、 消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試驗講習係(電話03-3255-2945)

やの街 受講申請書は、各受付場所で配布する。

発 行

定 価 一箇月

本号 六、 六〇〇円 美 印 刷 株 式 会

|電話 ○三(五三二一)一一一(代) | 郵163-東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 | 番01 東-8001

リサイクル適性(例)

<u>1</u> V 受付期間 2(1)アの講習は、令和4年9月20日(火曜日)か

ら講習日の7日前まで(東京都の休日に関する条例 2(1)イの講習は、令和4年11月7日(月曜日)か

社 郵便番号